

議事要旨(2)企業会計公開草案「棚卸資産の評価に関する会計基準(案)」について

冒頭、新井常勤委員(専門委員長)より、「棚卸資産の評価に関する会計基準(案)」について、本日の審議の後、公表を議決する予定であることが説明された。

引き続き、高津研究員より、公開草案の文案及びコメントの募集について、前回委員会からの修正点を中心に説明がなされた。説明の後、委員から次のような発言があった。

(コメントの募集「本公開草案の概要」末尾のなお書きについて)

- ・ 後入先出法を採用している企業の受入準備に配慮する必要があることを踏まえ、この点についても意見を求めているが、審議の中で適用時期等を検討した経緯もあることから、このような形で意見を求めることに賛成する。
- ・ 会計基準の確定に向けて、税の問題があることを明示しているが、会計ルールを検討する際に、個別の企業や税の問題を斟酌すべきではないと考えているため、本来であれば、このような記述はしない方がよいと思う。しかしながら、後入先出法の廃止という今回の検討にあたっては、特に法令により備蓄義務を課せられている企業の特殊な事情に配慮する必要があり、税の問題についての意見を求めることも止むを得ないとする。この点、事務局側からは、会計基準の設定主体が税の問題に取り組むことには限界があるが、今回の検討は税の問題にも影響するため、コメントの募集で意見を求めたいと考えているとの回答がなされた。
- ・ 企業を巡る法制度を考えると、税の問題を会計とはまったく別に取り扱うべきではなく、セットで検討する必要もあると考えている。特に今回の後入先出法の廃止は、会計基準のコンバージェンスの観点から検討を余儀なくされたものである。会計制度を変えていく上では、納得感のある対応を図っていくべきであると考えられ、税負担の問題があることを明示することに賛成である。

また、金融庁からは以下の発言があった。

当庁からも、税の問題について触れた方がよいとの意見を述べさせて頂いた経緯がある。今回検討されている後入先出法の廃止には、会計よりもむしろ税の問題があり、公開草案でその点が明記されている。金融庁としても今後関係する当局に税の問題について働きかけていく考えである。

審議の後、採決が行われ、字句等の修正については委員長に一任することを前提として、出席者 11 名全員の賛成により、本会計基準案の公表が承認された。

以上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複製・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。